

大岳放課後児童クラブ施設指定管理者公募に係る質問書に基づく回答書

質問事項について、次の通り回答いたします。

No.	質問日	件名	質問事項	回答日	回答事項
1	R7.12.3	申立書（様式第2号） 令和7年度納税証明書について	「町県民税・特別徴収」「軽自税・種別割」の滞納がないことを証明できるようにしているが、上記以外の納税証明は必要か。	R7.12.4	「町県民税・特別徴収」「軽自税・種別割」の他、「法人町民税」「法人県民税」の納税証明となるものもご提出ください。
2	R7.12.3	大岳放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書 3指定管理者が行う業務② ウ主任支援員について	「放課後児童支援員のうち1人を学童クラブ事業実施の責任者とし、主任支援員として定め」とあるが、主任支援員が他学童の施設長を兼務することは可能か。また施設長は二つの施設の施設長を兼務することができるか。	R7.12.4	職員の配置に関しては、放課後児童健全育成事業に係る、町規定（条例、規則）に定められている基準を遵守するものとします。 ご質問の「施設長」については、放課後児童健全育成事業に定める職種ではないため、回答しかねます。
3	R7.12.3	大岳放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書 3指定管理者が行う業務③ 定員及び対象児童及び指定管理料について	「対象児童を主に久米島西中学校指定通学区域内の児童とする」としているが、区域外（琉美中学校指定通学区域内）の児童からの入学希望があった際には町の判断において全て受け付けないものとするのか、または受け入れる場合もあるのか。受け入れる場合の条件は何か。もしくは、指定管理者が区域外の児童を受け入れの可否を判断する可能性もあるか。	R7.12.4	対象児童は、基本的に「久米島西中学校指定通学区域内の児童」とするが、状況に応じて区域外（琉美中学校指定通学区域内）の児童も受け付けます。その際の可否判断は町と新指定管理者が協議の上、決定します。

大岳放課後児童クラブ施設指定管理者公募に係る質問書に基づく回答書

質問事項について、次の通り回答いたします。

No.	質問日	件名	質問事項	回答日	回答事項
4	R7.12.3	大岳放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書 3指定管理者が行う業務③定員及び対象児童について	仮に区域外の児童を受け入れるとなった場合には、指定管理料の中に想定されていない児童送迎のための車両関係費が大幅に必要となると考えられるが、これによる指定管理料の増額はあるか。また、この増額は区域外児童受入の判断主体が町か指定管理者によって変わるものか。	R7.12.4	指定管理料の増額は想定していません。しかし、島内他学童クラブとの公平性や区域外受入児童数等も鑑み、「送迎費補助」については、別途、町と全学童クラブにおいて協議の上、決定します。
5	R7.12.3	大岳放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書 17備品等に関する事項	町が購入し無償貸与している備品等とは現在何を指すのか。また、前指定管理者が購入した消耗品、備品等は次の指定管理者に引き継がれるか。引き継がれる場合どのようなものがあるか。指定管理決定後、今年度中に現物を確認することはできるか。	R7.12.4	町（公費）で購入した備品には、冷蔵庫、洗濯機、ガスコンロ、折り畳み会議用テーブル、保管庫、事務用片袖机、ロッカー（6人用）等があり、次の指定管理者に引き継がれます。指定管理者決定後、今年度中に現物を確認することは可能です。 なお、現指定管理者が購入した（公費以外）の消耗品、備品等の所有権は、前指定管理者にあります。
6	R7.12.3	大岳放課後児童クラブ指定管理者業務仕様書 20原状回復及び事務引継に関する事項について	前指定管理者が行う原状回復と新たな指定管理者が行う新年度に向けた準備をどちらも行うために年度末や年度初めに計画的な閉所期間を設けることは可能か。	R7.12.4	移行期間については、利用者への不利益を最小限にすることを最優先とし、期間は出来るだけ短いものとします。詳細については、現指定管理者、新指定管理者、町において協議の上決定するものとします。